

障害福祉サービス利用料金表

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（下表の１割が利用負担額）（１単位：１０円）

【居宅介護支援】

イ 居宅における身体介護

３０分未満	３０分以上 １時間未満	１時間以上 １時３０分未満	１時間３０分以上 ２時間未満
２５６単位	４０４単位	５８７単位	６６９単位
２時間以上 ２時３０分未満	２時間３０分以上 ３時間未満	３時間以上 (９１６単位に３０分増す毎に)	
７５４単位	８３７単位	８３単位	

ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)

３０分未満	３０分以上 １時間未満	１時間以上 １時３０分未満	１時間３０分以上 ２時間未満
２５６単位	４０４単位	５８７単位	６６９単位
２時間以上 ２時３０分未満	２時間３０分以上 ３時間未満	３時間以上 (９２１単位に３０分増す毎に)	
７５４単位	８３７単位	８３単位	

ハ 家事援助

３０分未満	３０分以上 ４５分未満	４５分以上 １時間未満	１時間以上 １時間１５分未満
１０６単位	１５３単位	１９７単位	２３９単位
１時間１５分以上 １時間３０分未満	１時間３０分以上 (３１１単位に１５分増す毎に)		
２７５単位	３５単位		

ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)

３０分未満	３０分以上 １時間未満
１０６単位	１９７単位
１時間以上 １時３０分未満	１時間３０分以上 (３４５単位に３０分増す毎に)
２７５単位	６９単位

- ・ 初回加算（初回のみ月１回）・・・２００単位
- ・ 緊急時対応加算（月２回限度）・・・１回につき１００単位
- ・ 特定事業所加算Ⅱ・・・所定単位数×１０％

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・１月あたりの総単位数に４１．７％加算されます。

別表

【重度訪問介護】

1 時間未満	1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	2 時間以上 2 時間 3 0 分未満
1 8 6 単位	2 7 7 単位	3 6 9 単位	4 6 1 単位
2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	3 時間以上 3 時間 3 0 分未満	3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	4 時間以上 8 時間未満 (8 2 1 単位 3 0 分増す毎に)
5 5 3 単位	6 4 4 単位	7 3 6 単位	8 5 単位

- ・ 初回加算（初回のみ月 1 回）・・・ 2 0 0 単位
- ・ 緊急時対応加算（月 2 回限度）・・・ 1 回につき 1 0 0 単位
- ・ 移動介護緊急時支援加算・・・ 1 日につき 2 4 0 単位
- ・ 入院時支援連携加算（入院前 1 回限度）・・・ 1 回につき 3 0 0 単位
- ・ 喀痰吸引等支援体制加算・・・ 1 日につき 1 0 0 単位
- ・ 特定事業所加算Ⅱ・・・ 所定単位数× 1 0 %

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・ 1 月あたりの総単位数に 3 4. 3 %加算されます。

- 事業者が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。
- 2 人の従業者がサービスを行う必要がある場合は 2 倍の料金になります。
- 夜間・早朝加算…夜間(午後 6 時から 1 0 時まで)又は早朝(午前 6 時から午前 8 時まで)にサービスを実施した場合、所定単位数に 2 5 %加算されます。
- 深夜加算…深夜(午後 1 0 時から午前 6 時まで)にサービスを実施した場合、所定単位数に 5 0 %加算されます。

【重度訪問介護Ⅱ】

1 時間未満	1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	2 時間以上 2 時間 3 0 分未満
2 0 2 単位	3 0 1 単位	4 0 0 単位	5 0 0 単位
2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	3 時間以上 3 時間 3 0 分未満	3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	4 時間以上 8 時間未満 (8 2 1 単位 3 0 分増す毎に)
6 0 0 単位	6 9 9 単位	7 9 9 単位	9 2 単位

- ・ 初回加算（初回のみ月 1 回）・・・ 2 0 0 単位
- ・ 緊急時対応加算（月 2 回限度）・・・ 1 回につき 1 0 0 単位
- ・ 移動介護緊急時支援加算・・・ 1 日につき 2 4 0 単位
- ・ 入院時支援連携加算（入院前 1 回限度）・・・ 1 回につき 3 0 0 単位
- ・ 喀痰吸引等支援体制加算・・・ 1 日につき 1 0 0 単位
- ・ 特定事業所加算Ⅱ・・・ 所定単位数× 1 0 %

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）・・・ 1 月あたりの総単位数に 3 4. 3 % 加算されます。

- 事業者が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。
- 2 人の従業者がサービスを行う必要がある場合は 2 倍の料金になります。
- 夜間・早朝加算…夜間(午後 6 時から 1 0 時まで)又は早朝(午前 6 時から午前 8 時まで)にサービスを実施した場合、所定単位数に 2 5 % 加算されます。
- 深夜加算…深夜(午後 1 0 時から午前 6 時まで)にサービスを実施した場合、所定単位数に 5 0 % 加算されます。